
龍ヶ崎市霊園基本構想 (概略版)

平成28年3月

龍ヶ崎市

< 目 次 >

第1章	基本構想策定の経緯と目的	
1	基本構想策定の経緯	1
2	基本構想策定の趣旨	1
3	計画期間	1
4	本構想の位置づけ	1
第2章	龍ヶ崎市の概況	
1	自然的条件	2
2	社会的条件	3
3	土地利用	5
4	墓地の現況	7
第3章	関連法令等の整理	
1	関連法令・条例等	11
第4章	上位計画における土地利用に関する方針	
1	ふるさと龍ヶ崎戦略プラン（H24.2）	17
2	竜ヶ崎・牛久都市計画区域マスタープラン（H23.2）	17
3	龍ヶ崎市都市計画マスタープラン（H20.7）	19
第5章	墓地需要の動向調査	
1	市民アンケート調査結果の概要	21
2	墓地のニーズ等に関する他地方公共団体との比較	24
第6章	墓地需要の将来予測と霊園規模の検討	
1	墓地需要の将来予測	25
2	霊園規模の検討	28
第7章	霊園基本構想	
1	墓地行政が抱えている課題及び対応方針	31
2	霊園の基本方針	32
3	取組み方針	33
4	導入施設及び施設規模の検討	36
5	基本構想案	37

第1章 基本構想策定の経緯と目的

1 基本構想策定の経緯

現在、本市には、宗教法人が経営する墓地 82 か所、台帳に記載のある共同墓地 105 か所、個人墓地 32 か所、合計 219 か所の墓地が存在しています。

墓地需要においては、平成 26 年に実施した「まちづくり市民アンケート調査（有効回収数 1,784 票）」では、「墓地を持っていない」方が 29.8%（「分からない」と回答された方の割合、「無回答」と回答された方の割合を除く）であり、そのうち「今後墓地を取得したい」方が 17.9%（「墓地を持っていない」方のうち、約 6 割の方が「今後墓地を取得したい」と考えている）であることが分かりました。

さらに、墓地を取得する場合に優先すべき事項として、「取得や維持の経費が安価である」と回答された方が 64.1%と最も多く、以下、「なるべく自宅から近い場所にある」、「宗教宗派を問わない霊園墓地である」、「なるべく交通の便が良い場所にある」、「経営形態が公営である」と回答された方の割合が高い傾向でした。

本市では、こうした市民に墓地需要が存在することや、「墓地経営・管理の指針等について（平成 12 年 12 月 厚生労働省）」において示されている墓地経営主体の原則論（「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること」）を踏まえ、本市に相応しい霊園基本構想（以下「本構想」という。）を策定することとしました。

2 基本構想策定の趣旨

本構想は、墓地取得等に関する市民ニーズや本市を取り巻く墓地事情、少子・高齢化などの社会情勢等の変化を踏まえ、本市における墓地需要に対応するための基本的方向を明らかにするものです。

3 計画期間

本構想の計画期間は、平成 28 年度から平成 57 年度までの 30 年間とします。

なお、市民の市営墓地に対する多様なニーズ、墓地需要の変化等を踏まえ、平成 42 年度に中間見直しを行うこととしますが、社会情勢や市民の墓地需要の変化などにより、必要が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うこととします。

4 本構想の位置づけ

龍ヶ崎市霊園基本構想は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「茨城県墓地、埋葬等に関する法律施行条例」、「龍ヶ崎市墓地等の経営等許可に関する条例」等の関連法令、「龍ヶ崎市第 5 次総合計画 ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」、「龍ヶ崎・牛久都市計画区域マスタープラン」、「龍ヶ崎市都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画との整合性を図りつつ策定します。

第2章 龍ヶ崎市の概況

1 自然的条件

本市は、東京都から北東に約 50km、筑波研究学園都市から南に約 20km、新東京国際空港（成田）から北西に約 20km に位置する茨城県南部の都市であり、面積は 78.20 k m² となっています。

市域の東は稲敷市・河内町と隣接し、南は利根町、西は取手市及び牛久沼を挟んでつくば市、つくばみらい市に隣接し、北は牛久市に隣接しています。

北部地域は、稲敷台地と台地周辺部の斜面、台地面上の侵食凹地（浅い谷）で形成されており、標高 20m～27.3m で、3～5 m 程度の厚さの関東ローム層に覆われ、その下には灰色の火山灰質粘土層や火山灰質砂層、砂礫層が分布しています。さらに、これよりも下には、浅い海で堆積した砂層や内湾性の貝化石を含む泥層が分布しており、この地層が台地の基礎を形成しています。

首都圏 50km 圏内という地理的特性から、台地では各所で大規模な造成がなされており、「竜ヶ崎ニュータウン」や「つくばの里工業団地」などの開発による都市化が進行しています。

南部地域は、鬼怒川と小貝川に挟まれた沖積平野と氾濫平野で形成されており、豊かに広がる水田地帯は県南地域の穀倉地帯としての核を成しています。

さらに、佐貫から市街地を経て宮渚へと続く自然堤防があり、これは周囲の一般面（水田）よりも 0.5m～2m くらい高い部分で、河川の流路沿い、又はその周辺に洪水時の河川的作用によって砂やシルトが堆積して出来た地形と考えられます。

植生は、南部地域は概ね水田雑草群落で形成されており、北部地域は、畑雑草群落のほか、長戸、八原地区などの東部地区ではシイ・カシ二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林が多く分布しており、馴染地区、北竜台地区などの西部地区では、ヤブコウジ・スダジイ群集、竹林、クヌギ・コナラ群集などが多く見られます。

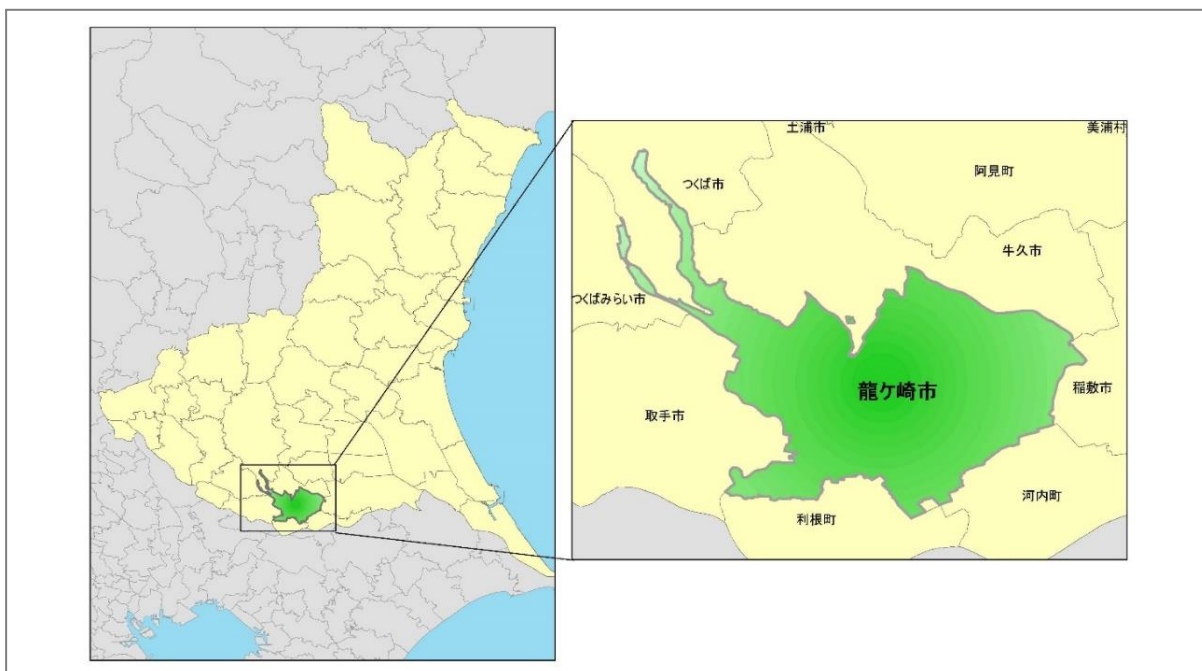


図1 位置図

2 社会的条件

(1) 総人口・世帯数の推移

本市の総人口推移をみると、1970（昭和45）年以降2010（平成22）年まで、一貫して人口増加が続いており、2010（平成22）年の総人口は80,334人となっています。また、世帯数の推移についても総人口の推移同様、1970（昭和45）年以降2010（平成22）年まで、一貫して増加しており、2010（平成22）年の世帯数は30,092世帯となっています。

しかしながら、1世帯当たりの人口推移では、1970（昭和45）年以降2010（平成22）年まで、一貫して減少しており、核家族化が進行しています。

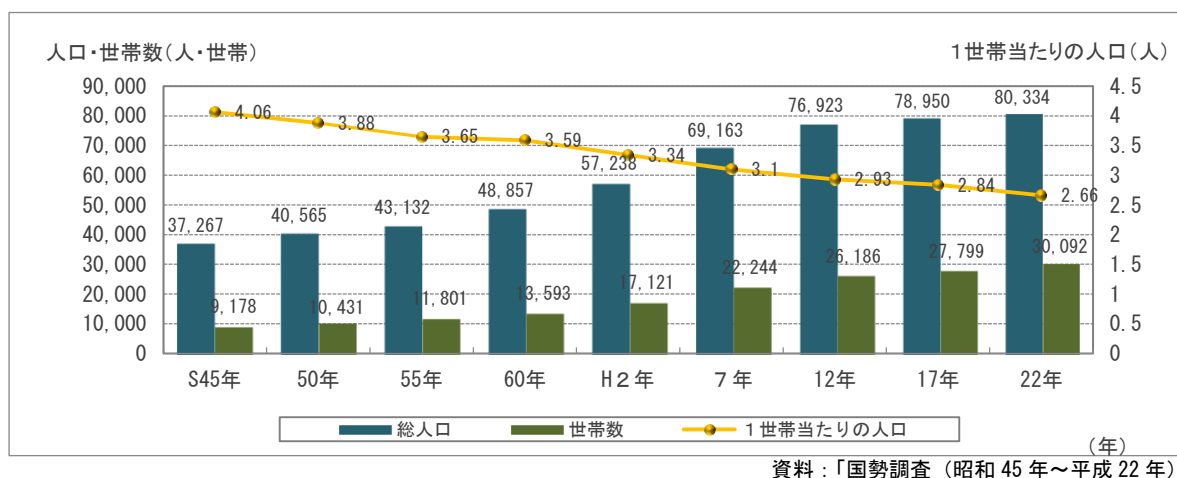


図2 総人口・世帯数推移

(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）は2000（平成12）年をピークに、生産年齢人口は2005（平成17）年をピークに、それぞれ減少に転じており、2010（平成22）年時点で、年少人口が11,118人、生産年齢人口が53,540人となっています。

一方、老年人口は、1990（平成2）年以降、一貫して増加しており、2010（平成22）年時点で14,132人となっています。

老年人口比率は、1990（平成2）年時点で約11%でしたが、2010（平成22）年時点では、約18%まで上昇しています。

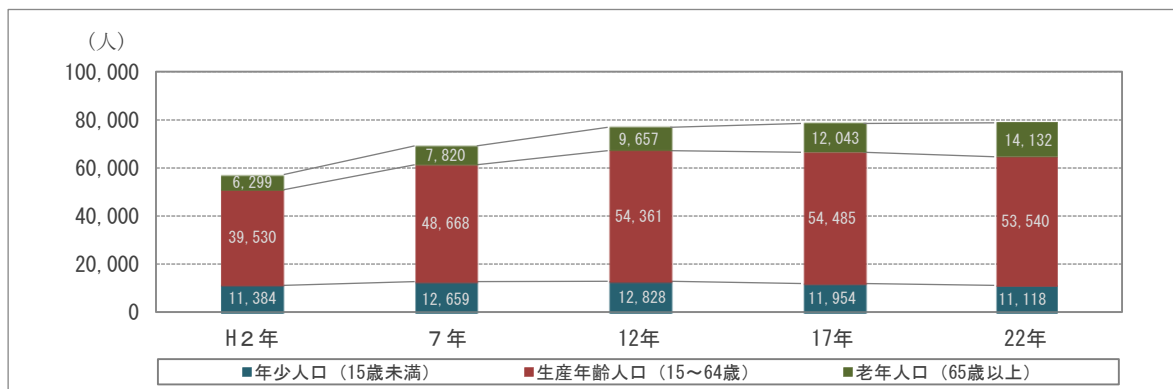


図3 3区分別人口推移

(3) 死亡者数の推移

本市と近隣市町の死亡者数の推移をみると、2011（平成23）年以降増加傾向が続いているのは本市のみであり、その他の近隣市町では、各年で増減を繰り返している状況です。

また、2014（平成26）年の人口千対死亡率をみると、河内町が15.63%と最も高く、つくば市が6.72%と最も低くなっています。なお、本市は9.51%で、近隣市町の中では、4番目に低い値となっています。

本市の総死亡数に占める老年人口死亡率では、死亡者数の推移と同様、2011（平成23）年以降増加傾向であり、2014（平成26）年時点で87.1%となっています。

表1 龍ヶ崎市及び近隣市町村の死亡者数の推移

(単位:人)

	龍ヶ崎市	稲敷市	河内町	利根町	取手市	つくば市	みらい市	牛久市
平成22	622	583	129	167	950	1,448	373	525
平成23	598	654	131	205	978	1,559	412	640
平成24	695	584	154	169	1,010	1,569	425	636
平成25	700	637	164	191	1,074	1,515	393	639
平成26	751	583	146	188	1,038	1,485	391	613

注) みらい市とは、つくばみらい市のことを指しています。

(4) 将来人口の推計

将来人口に関して、本市では、現在、平成26年11月に公布された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の策定を行っています。

この中で、本市が目指す将来人口等について、2060（平成72）年で65,600人、老年人口比率33.0%を目標として掲げられています。

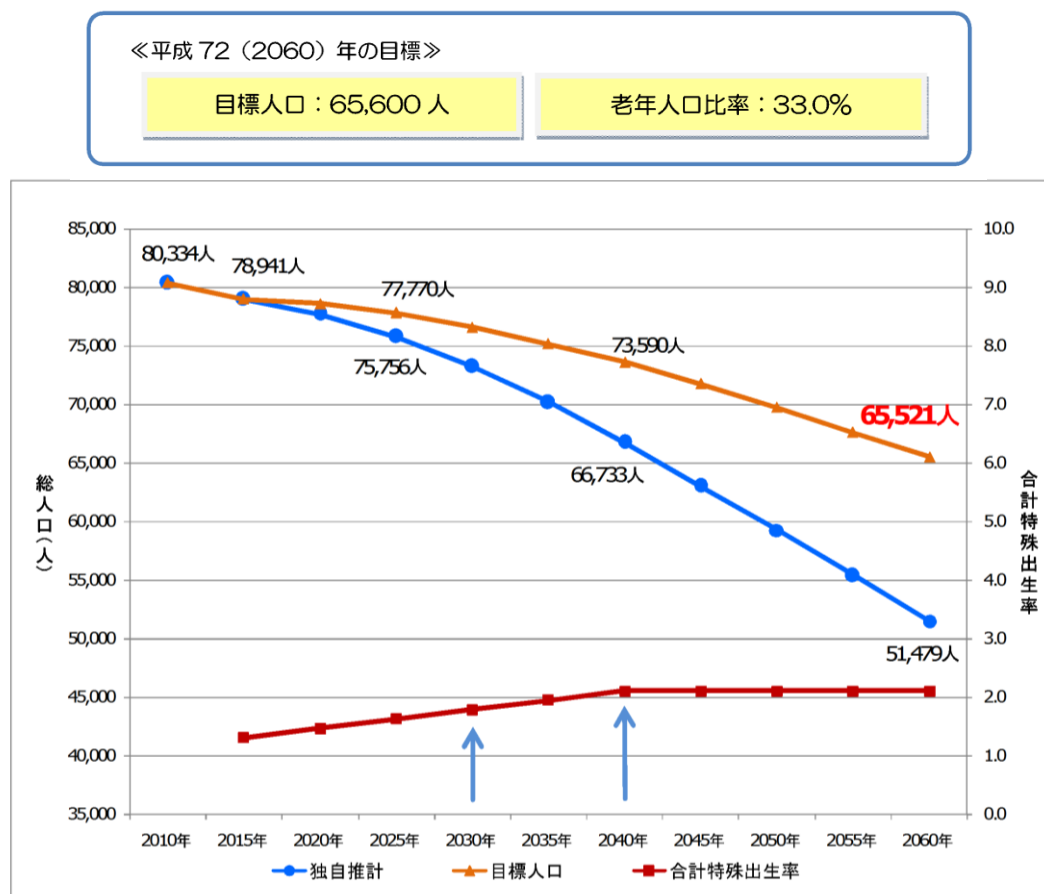


図4 龍ヶ崎市人口ビジョンにおける将来目標人口

資料：「龍ヶ崎市人口ビジョン」

3 土地利用

(1) 土地利用の推移と現況

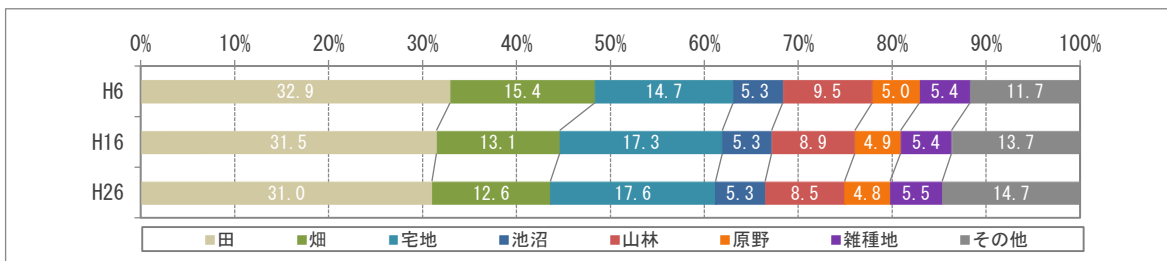
過去20年間の地目別土地利用面積の推移をみると、「龍ヶ崎ニュータウン」や「つくばの里工業団地」などの開発による都市化に伴い、「宅地」の面積が増加傾向となっており、一方で「田」、「畑」、「山林」、「原野」の面積が減少傾向となっています。

「宅地」は主に4つの市街地（北竜台市街地・龍ヶ岡市街地・佐貫市街地・龍ヶ崎市街地）に分散しており、「山林」、「畑」は北部地域、「田」は中南部地域に分散しています。

表2 地目別土地利用面積の推移

(単位:ha)

	合計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成6	7,819	2,574	1,204	1,152	413	745	393	421	917
平成16	7,819	2,462	1,025	1,353	412	692	380	425	1,070
平成26	7,820	2,424	986	1,374	413	663	378	434	1,148



資料:「龍ヶ崎市税務課」

図5 地目別土地利用面積の推移

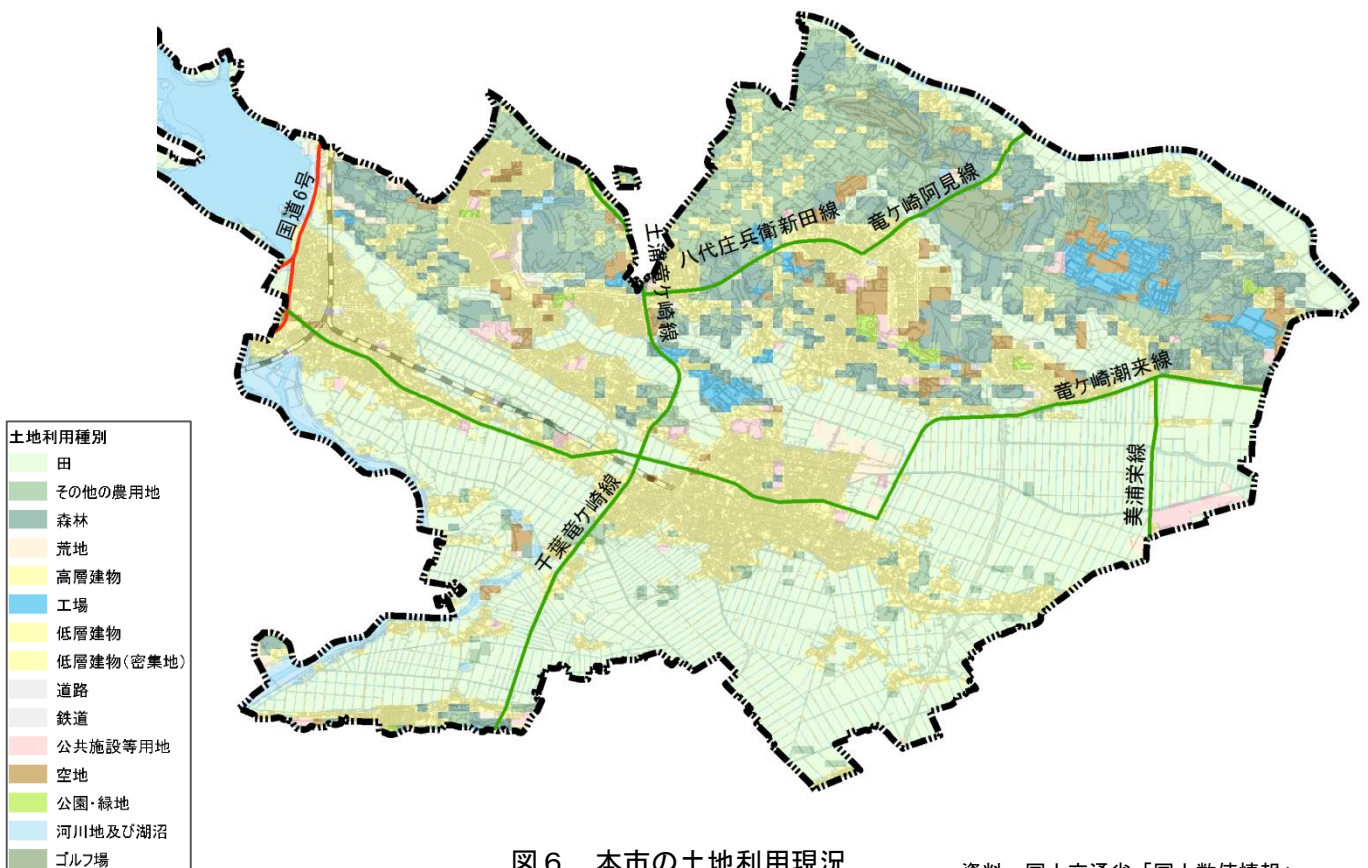


図6 本市の土地利用現況

資料:国土交通省「国土数値情報」

(2) 土地利用規制等

① 都市計画用途地域

本市は、市域全域が都市計画区域となっており、市内4つの市街地は法令上の市街化区域に位置付けられています。

② 農用地区域

農用地区域は、本市の南部地域で多く分布しており、北部地域では市外区域の周辺において帯状に点在して散在している状況となっています。

－農用地区域とは－

農用地区域とは、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。

農用地区域に指定された土地は、農業上の用途区分が定められており、原則としてその用途以外の目的に使用することはできません。

③ 近郊緑地保全区域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域

緑地及び自然環境の保全を行う地域として、牛久沼周辺地域が「近郊緑地保全区域」、中沼（北方町）が「自然環境保全地域」、八代富士浅間神社及び周辺が「緑地環境保全地域」に、それぞれ指定されています。

－近郊緑地保全区域とは－

無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるものです。

－自然環境保全地域とは－

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定される地域です。

－緑地環境保全地域とは－

国立公園、国定公園、県立自然公園、国や県指定の自然環境保全地域、都市公園、風致地区、緑地保全地区以外の区域で、自然的社会的諸条件からみて、その区域の自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域として、指定される地域です。

④ 鳥獣保護区

本市では、鳥獣保護区として牛久沼と龍ヶ崎市森林公園が指定されています。

⑤ その他（浸水想定区域・土砂災害警戒区域）

低地部である南部地域は、概ね浸水想定エリアとなっており、川原代地区及び大宮地区では最大2.0m～5.0mの浸水が予想されています。

また、土砂災害の危険性としては、急傾斜地の崩壊が予測されており、主に台地部である北部地域と低地部である南部地域の境目で危険個所の指定が多くなっています。

4 墓地の現況

(1) 市内の墓地の現況

墓地管理台帳や管理者への聞き取り調査を行った結果、市内における現在の墓地の状況は、概ね以下のとおりとなっています。

表3 市内にある墓地数

寺院墓地	個人墓地	共同墓地	合計
19	23*	51	93

※2箇所は移転済み(聞き取り調査で回答があった数)

資料 墓地管理台帳

表4 寺院墓地の宗派別墓地数

天台宗	曹洞宗	真言宗	浄土宗
12	5	1	1

資料 墓地管理台帳

表5 寺院墓地の墳墓数

H26.3月時点	H28.3時点
約3,200基(内、空き墓地約800基)	約4,400基(内、空き墓地約1,200基)

資料 寺院墓地管理者への聞き取り調査による

(2) 近隣の霊園の状況

本市の近隣市に設置されている霊園の状況は、概ね以下のとおりです。

表6 近隣霊園の状況

	名称	所在地	全体 区画数	空き 区画数	納骨堂	本市民 の利用
1	霊園等A	牛久市	約30,000	約15,000	無	数百~千
4	霊園等D	牛久市			有	
5	霊園等E	稲敷市	2,532	604	無	
6	霊園等F	つくば市	7,949			
7	霊園等G	つくば市	2,000			
8	霊園等H	つくば市	4,000	未回答	無	10
9	霊園等I	つくば市	600			
10	霊園等J	つくば市	800	572	無	1
11	霊園等K	つくば市	430			
12	霊園等L	つくばみらい市	2,500			
17	霊園等Q	土浦市	635	249	無	1
19	霊園等S	常総市			有	

資料 聞き取り調査及び文献調査による

(3) 先進地方公共団体における主な公営霊園墓地の状況

公営霊園墓地の先進事例として、利根町、常総市、土浦市、小美玉市、神奈川県相模原市、鹿児島県指宿市への聞き取り調査を行いました。

平成28年3月現在の各地方公共団体の主な公営霊園墓地の概況等は、概ね以下のとおりです。

表7 先進地方公共団体の公営墓園墓地の概況

－土浦市－

名称	墓所形式	合葬墓所	納骨堂	墓地面積(m ²)	区画面積(m ²)	区画数	空き区画数	官民分担(官:民)
並木霊園	個別	無	無	8,926.00	4.0	345	3	無
使用料								
・永代使用料(市内利用者) : 116,000 円/m ²								
・永代使用料(市外利用者) : ー								
管理費								
・年間管理費(市内利用者) : 1,850 円/区画								
・年間管理費(市外利用者) : 1,850 円/区画								
名称	墓所形式	合葬墓所	納骨堂	墓地面積(m ²)	区画面積(m ²)	区画数	空き区画数	官民分担(官:民)
今泉第1霊園	個別	無	無	13,360.00	3.3	1,761	45	無
使用料								
・永代使用料(市内利用者) : 93,000 円/m ²								
・永代使用料(市外利用者) : ー								
管理費								
・年間管理費(市内利用者) : 2,095 円/区画								
・年間管理費(市外利用者) : 2,095 円/区画								
名称	墓所形式	合葬墓所	納骨堂	墓地面積(m ²)	区画面積(m ²)	区画数	空き区画数	官民分担(官:民)
今泉第2霊園	個別	無	無	39,207.00	3.3~6.0	4,100	245	無
使用料								
・永代使用料(市内利用者) : 116,000 円/m ²								
・永代使用料(市外利用者) : ー								
管理費								
・年間管理費(市内利用者) : 2,590 円/区画								
・年間管理費(市外利用者) : 2,590 円/区画								

名称	墓所形式	合葬墓所	納骨堂	墓地面積(m ²)	区画面積(m ²)	区画数	空き区画数	官民分担(官:民)
国分霊園	個別	無	無	15,162.00	2.4~5.77	2,023	12	無
使用料								
<ul style="list-style-type: none"> 永代使用料(市内利用者) : 116,000 円/m² 永代使用料(市外利用者) : - 								
管理費								
<ul style="list-style-type: none"> 年間管理費(市内利用者) : 985 円/区画 年間管理費(市外利用者) : 985 円/区画 								

—利根町—

名称	墓所形式	合葬墓所	納骨堂	墓地面積(m ²)	区画面積(m ²)	区画数	空き区画数	官民分担(官:民)
利根町営霊園	個別	無	無	8,535.66	3.0	1,199	0	無
使用料								
<ul style="list-style-type: none"> 永代使用料(市内利用者) : 350,000 円/区画 永代使用料(市外利用者) : - 								
管理費								
<ul style="list-style-type: none"> 年間管理費(市内利用者) : 4,000 円/区画 年間管理費(市外利用者) : - 								

—常総市—

名称	墓所形式	合葬墓所	納骨堂	墓地面積(m ²)	区画面積(m ²)	区画数	空き区画数	官民分担(官:民)
神子女霊園	個別	無	有	7,206.00	5.0、5.94	218	4	無
使用料								
<ul style="list-style-type: none"> 永代使用料(市内利用者) : 205,000 円/区画、243,000 円/区画 永代使用料(市外利用者) : - 								
管理費								
<ul style="list-style-type: none"> 年間管理費(市内利用者) : 2,472 円/区画 年間管理費(市外利用者) : - 								
その他								
・納骨堂納骨壇数 : 50 体 (現在空き納骨壇数 : 35 体)								

—小美玉市—

名称	墓所形式	合葬墓所	納骨堂	墓地面積(m ²)	区画面積(m ²)	区画数	空き区画数	官民分担(官:民)
美野里霊園	個別	無	無	37,448.00	5.0~6.0	2,279	550	無
使用料								
<ul style="list-style-type: none"> 永代使用料(市内利用者) : 268,000 円/区画 ~ 280,000 円/区画 永代使用料(市外利用者) : 536,000 円/区画 ~ 560,000 円/区画 								
管理費								
<ul style="list-style-type: none"> 年間管理費(市内利用者) : 3,240 円/区画 年間管理費(市外利用者) : 3,240 円/区画 								

—神奈川県相模原市—

名称	墓所形式	合葬墓所	納骨堂	墓地面積(m ²)	区画面積(m ²)	区画数	空き区画数	官民分担(官:民)
峰山霊園	個別	有	無	150,000.00	2.5~4.0	7,548	27	有(3:7)
使用料								
<ul style="list-style-type: none"> 永代使用料(市内利用者) : (普通・芝生墓所) : 606,000 円/区画(4 m²) (普通・芝生墓所) : 445,000 円/区画(2.5 m²) (墓石付芝生墓所) : 189,000 円/区画(2.5 m²)※10年間 (合葬式墓所) : 90,000 円/体 永代使用料(市外利用者) : (墓石付芝生墓所) : 283,500 円/区画※使用期間更新時 								
管理費								
<ul style="list-style-type: none"> 年間管理費(市内利用者) : (普通・芝生墓所) : 6,500 円/区画(4 m²) (普通・芝生墓所) : 4,500 円/区画(2.5 m²) 年間管理費(市外利用者) : 市内利用者料金の5割増し 								

名称	墓所形式	合葬墓所	納骨堂	墓地面積(m ²)	区画面積(m ²)	区画数	空き区画数	官民分担(官:民)
柴胡が原霊園	個別	無	無	10,100.00	3.1~19.8	739	21	有(3:7)
使用料								
<ul style="list-style-type: none"> 永代使用料(市内利用者) : 96,000 円/m² 永代使用料(市外利用者) : — 								
管理費								
<ul style="list-style-type: none"> 年間管理費(市内利用者) : 500 円/m² 年間管理費(市外利用者) : 市内利用者料金の5割増し 								

—鹿児島県指宿市—

名称	墓所形式	合葬墓所	納骨堂	墓地面積(m ²)	区画面積(m ²)	区画数	空き区画数	官民分担(官:民)
小田墓地公苑	個別	無	無	34,612.11	1.48~9.9	2,572	486	無
使用料								
<ul style="list-style-type: none"> 永代使用料(市内利用者) : 35,000 円/区画(4.32 m²)※これ以外の区画は、8,000 円/m²×面積 永代使用料(市外利用者) : 53,000 円/区画(4.32 m²)※これ以外の区画は、12,000 円/m²×面積 								
管理費								
・なし								

第3章 関連法令等の整理

1 関連法令・条例等

(1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月 法律第48号）の概要

墓地政策の最上位法令である「墓地、埋葬等に関する法律」では、主に埋葬・火葬及び改葬許可等の流れと、墓地・納骨堂及び火葬場の経営及び管理に関する事項について定められています。

(2) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年7月 厚生省令第24号）の概要

「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」では、主に埋葬・火葬及び改葬の許可申請に関する事項と墓地等管理者の墓地管理に関する事項について定められています。

(3) 墓地経営・管理の指針等について（平成12年12月 厚生省）の概要

「墓地経営・管理の指針等について」では、主に墓地経営許可時に留意すべき点と許可後の経営管理状況のチェックについて留意すべき点について整理されています。

－ 墓地経営・管理の指針等について（概要）－

墓地経営の許可に関する指針	
基本的事項	墓地経営者には、利用者を尊重した高い倫理性が求められること。
	経営・管理を行う組織・責任体制が明確にされていること。
	計画段階で許可権者との協議を開始すること。
	許可を受けてから募集を開始すること。
墓地経営主体	経営主体は地方自治体が原則。その他の場合でも宗教法人又は公益法人に限られること。
	「名義貸し」が行われていないこと。
	宗教法人又は公益法人が経営主体である場合、経営可能な規則・寄附行為となっていること。
墓地設置場所及び構造設備	経営許可申請者が墓地経営を行うことを意思決定したことを証する書類が存在すること。
	墓地の設置場所について、周辺の生活環境との調和に配慮されていること。
他法令との関係	墓地の構造設備について、一定以上の水準を満たしていること。
安定的な経営管理計画	他制度の許可を要する場合には、当該許可を得たことを証する書類が存在すること。
	十分な基本財産を有していること。
	自ら土地を所有していること。
	土地に抵当権等が設定されていないこと。
	当初から過度な負債を抱えていないこと。
	中長期的需要見込みが十分行われていること。
将来にわたって経営管理が可能な計画を立てていること。	
墓地使用契約	墓地以外の事業を行っている場合には、経理・会計を区分するようにすること。
	基本的な標準契約約款に沿った内容であること。
	契約内容が明確であること。

墓地経営の許可に関する指針（つづき）	
墓地使用契約 （つづき）	契約に際し十分利用者に契約内容が説明されるようにすること。
	上記前提として、契約書及び重要事項説明書が作成されていること。
	料金に関する規定が明確であり、利用者に十分説明が行われているものであること。
	使用期限に関する規定が明確であり、利用者に十分説明が行われているものであること。
許可の際の条件	契約解除の場合にも使用者の保護が図られていること。
	許可の際に以下のような条件が付されていることが望ましいこと。
	ア 使用料等を原資とする管理基金
	イ 監査法人による財務監査の受検 ウ 財務関係書類の作成、公開 等
現地調査	申請内容と実態が合致しているか確認するため、現地調査を行うこと。

許可後の経営管理に関する指針	
報告徴収等の 実施	計画的に報告書徴収を実施すること。
	任意の立入検査の活用を図ること。
許可に関する 指針の再点検	名義貸しが行われていないこと。
	中長期的な経営の見通しが適切であること。
	契約内容が明確かつ適切であること。
	許可の際の条件が守られていること。
財務状況	墓地以外の事業を行っている場合、経理・会計が区分されていること。
	財務関係書類が作成、公開されていること。
	十分な基本財産を有していること。
	過度な負債を抱えていないこと。
	今後の中長期的な財務状況の見通しが適切であること。
適切な経営管理	墓地の区画の変更には許可が必要であること。
	平成11年の墓地理葬法施行規則の改正事項が遵守されていること。
	墓籍簿等の帳簿管理が適切に行われていること。
	契約内容に照らして不適切な経営管理が行われていないこと。
管理業務の委託	管理業務を委託している場合、その方法及び範囲が適切であること。
管理の質の向上	管理者の研修等の実施を都道府県等において行うよう努めること。

（4）都市計画運用指針 第8版（平成27年6月 国土交通省）の概要

「都市計画運用指針」では、墓園の規模・配置に対する基本的な考え方について定められています。

－ 都市計画運用指針第8版（抜粋）－

B. 公園、緑地等の公共空地
1. 公共空地の都市計画の考え方
(4) 墓園
墓園とは、自然的環境を有する静寂な土地に設置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地である。
① 規模
墓園の規模は、墓園が緑地（この場合はⅢ－3章末に定義する「緑地」である。）の系統的な配置の一環として計画されることに鑑み、十分な樹林地等の面積が確保される 相当の面積を定めることが望ましい。

② 配置

墓園の配置は、次の事項を考慮して計画することが望ましい。

- ア 市街地に近接せず、かつ、将来の発展を予想し市街化の見込みのない位置であって、交通の利便の良い土地に配置する。
- イ 主要な道路、鉄道及び軌道が区域内を通過又は接しない。ただし、やむを得ず通過又は接する場合は樹林による遮蔽等により墓園との空間を分断させる。
- ウ 都市計画区域内に適地のない場合は区域外に選定する。この場合、必要に応じて、関係市町村との共同施設とする。
- エ 環境保全系統の一環となるよう配置し、既存樹林等による風致は維持するとともに、必要に応じて防災系統の一環となるよう配置する。

(5) 茨城県墓地、埋葬等に関する法律施行条例（昭和60年10月 茨城県）の概要

「茨城県墓地、埋葬等に関する法律施行条例」では、主に墓地・納骨堂及び火葬場の設置場所及び構造設備の基準等について定められています。

－ 茨城県墓地、埋葬に関する法律施行条例による墓地等の設置基準等 －

墓地・納骨堂及び火葬場の設置場所及び構造設備基準	
設置場所基準	主要道路、鉄軌道、河川、学校、病院又は人家から100メートル以上の距離にあること。
	高燥で、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。
構造設備基準	墓地：周囲に塀等を設け、かつ敷地内に雨水等が停留しないようにすること。
	納骨堂：周囲に相当の空地を有し、独立した耐火構造の建物とし、納骨装置に施錠ができること。
	火葬場：周囲に塀等を設け、完全燃焼及び臭煙防止構造の火葬炉と必要な付属施設を有すること。

(6) 龍ヶ崎市墓地等の経営等許可に関する条例（平成13年3月 龍ヶ崎市）の概要

「龍ヶ崎市墓地等の経営等許可に関する条例」では、主に墓地の経営主体と経営主体ごとの経営許可要件等に関する事項と墓地・納骨堂及び火葬場の設置場所及び構造設備の基準等に関する事項について定められています。

－ 龍ヶ崎市墓地等の経営等許可に関する条例による墓地等の設置基準等 －

墓地・納骨堂及び火葬場の設置場所及び構造設備基準	
設置場所基準	主要道路、鉄軌道、河川、学校、病院又は人家から100メートル以上の距離にあること。
	高燥で、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。
構造設備基準	墓地：周囲に塀等を設け、かつ敷地内に雨水等が停留しないようにすること。
	納骨堂：周囲に相当の空地を有し、独立した耐火構造の建物とし、納骨装置に施錠ができること。
	火葬場：周囲に塀等を設け、完全燃焼及び臭煙防止構造の火葬炉と必要な付属施設を有すること。

－ 経営主体ごとの経営許可要件等 －

経営主体	経営許可要件
宗教法人 (寺院墓地の経営)	宗教活動上必要不可欠であること。
	土地が、当該宗教法人の所有地であること。
	墓地経営に関し市長が必要と認める要件が十分に備わっていること。
	市民の墓地需要を充足する既存の墓地がなく、墓地の必要性が客観的に十分存在していること。
	当該宗教法人の規則に、公益事業として当該墓地の経営を行うことが規定されていること。
	土地が、当該宗教法人の所有地であること。
	名義貸しが行われていないこと。
	墓地経営の許可申請者が墓地の経営を行う意思決定をしたことを証する書類が存在すること。
	経営するに足る財政的基礎及び組織体制が十分備わっていること。
	確実な資金計画に基づく墓地造成計画及び適切な管理運営計画が策定されていること。
	墓地以外の事業を行っている場合は、当該事業との経理、会計の区分が明確になっていること。
	標準契約約款に沿った明確な使用契約が確保されること。その前提として、あらかじめ、契約内容その他契約に係る重要事項を記載した書面の提示がなされること。
墓地使用予定者との契約に際し、事前に当該契約内容の説明が十分になされること。	
その他、市長が必要と認める要件が十分に備わっていること。	
一般財団法人 (霊園墓地の経営)	他の都道府県知事又は市町村長の所管に属する一般財団法人でないこと。
	墓地の経営を目的として設立され、又は事業として墓地を経営することについて定款に規定されている一般財団法人であること。
	市民の墓地需要を充足する既存の墓地がなく、墓地の必要性が客観的に十分存在していること。
	土地が、当該一般財団法人の所有地であること。
	経営するに足る財政的基礎及び組織体制が十分備わっていること。
その他、市長が必要と認める要件が十分に備わっていること。	
地域共同体 (共同墓地の経営)	墓地経営の許可申請時において、地域共同体の構成員が、現にその居住する区域内及びそれに隣接する区域内において既存の墓地を求めることができない状況にあること。
	当該地域共同体の構成員が居住する地域の交通事情その他当該地域の生活環境等の事情を考慮した場合において、当該墓地の必要性が客観的に十分存在していること。
	その他、市長が必要と認める要件が十分に備わっていること。
墓地使用者 (個人墓地の経営)	現に、災害の発生又は公共事業の施行により当該墓地を移転する必要が生じている場合で、墓地使用者がその居住する区域内及びそれに隣接する区域内において既存の墓地を求めることができない状況にあること。
	当該墓地使用者が居住する地域の交通事情その他当該地域の生活環境等の事情を考慮した場合において、当該墓地の必要性が客観的に十分存在していること。
	その他、市長が必要と認める要件が十分に備わっていること。

(7) 龍ヶ崎市墓地等の経営等許可に関する条例施行規則（平成13年3月 龍ヶ崎市）の概要

「龍ヶ崎市墓地等の経営等許可に関する条例施行規則」では、主に墓地・火葬場の設置場所に関する補足規定、墓地の経営許可申請に関する事項、墓地の面積等に関する規定、墓地の経営許可にあたっての留意事項について定められています。

－ 龍ヶ崎市墓地等の経営等許可に関する条例施行規則による墓地等の設置場所に関する補足規定 －

第2条

条例第3条第1号に規定する学校、病院又は人家と墓地又は火葬場との距離は、学校、病院又は人家の敷地(建物、駐車場、庭その他の工作物の存する区域であって、その施設又は人家の利用に現に供されている範囲をいう。)から次の各号に規定する区域又は施設までの最短距離とするものとする。

- (1) 墓地にあつては、その区域
- (2) 火葬場にあつては、火葬炉が設置される施設

第3条

条例第3条ただし書の規定により、同条第1号の適用を除外することができるのは、原則として、次の各号の要件を充足する場合に限るものとする。

- (1) 市民の墓地需要からみて、当該設置予定場所に墓地等(墓地及び火葬場に限る。以下この条において同じ。)が設置されなければ市民の墓地需要を充足することができないなど、設置しようとする墓地等の必要性が客観的に十分存在し、かつ、当該墓地等が設置されることによって得られる利益と条例第3条第1号の基準が緩和されることによって生じる支障とを比較衡量した場合においても前者が後者を著しく上回るものと認められる場合
 - (2) 条例第3条第1号の基準が緩和されることによって生じる支障を除去し、又は緩和する措置が講じられることにより、当該設置予定場所の土地その他の周囲の状況から明らかに支障がないと認められる場合
- 2 条例第3条ただし書の規定を適用するに当たっては、次の各号に規定する意見書及び同意書を得るものとする。ただし、墓地等の設置計画が公示されるなど広く一般に周知された後に、道路、人家等が建設若しくは建築され、又は拡張されることにより条例第3条第1号の基準に該当しなくなった場合は、この限りでない。
- (1) 条例第3条第1号に規定する国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川又は学校にあつては、支障がない旨のその管理責任者の意見書
 - (2) 病院にあつては開設者、人家にあつては所有者及び使用者の同意書
- 3 前項第1号の意見書については市長が、同項第2号の同意書については申請者が得るものとする。

－ 龍ヶ崎市墓地等の経営等許可に関する条例施行規則による墓地の面積等に関する補足規定 －

第11条

墓地の経営許可をする場合の当該墓地の面積は、次の各号によるものとする。この場合において、当該墓地の面積は、16.5平方メートルに墳墓の数を乗じて得た面積を上限とする。

- (1) 寺院墓地は、墓地の使用を希望する信者のための墳墓を設置するのに必要な面積であること。
 - (2) 霊園墓地は、墓地の経営許可申請時における市民の墓地需要を充足するために必要な数の墳墓を設置するのに必要な面積であること。
 - (3) 共同墓地は、地域共同体の構成員で墓地の使用を希望する者のための墳墓を設置するのに必要な面積であること。
 - (4) 個人墓地は、墓地使用者の墳墓を設置するのに必要な面積であること。
- 2 1墳墓当たりの面積は、原則として3平方メートル以上12平方メートル以下とする。ただし、他の墳墓との間に著しい格差を生じない場合は、3平方メートル以下とすることができる。
- 3 墓地面積に対する墳墓設置面積は、次の表の左欄に掲げる墓地面積の区分ごとに同表右欄に掲げる率を乗じて得た面積以下の面積とする。

墓地面積	率
5,000m ² 以下の場合	3/4
5,000m ² を超え10,000m ² 以下の場合	1/2
10,000m ² を超え100,000m ² 以下の場合	1/3
100,000m ² を超える場合	1/4

(8) その他関連条例/龍ヶ崎市環境基本条例（平成14年3月 龍ヶ崎市）の概要

「龍ヶ崎市環境基本条例」では、良好な環境の保全と創造及び地球環境をも視野に入れた持続的発展が可能な社会を目指すことを前提として、環境保護に対する基本理念と基本施策等について定められています。

第4章 上位計画における土地利用に関する方針

1 ふるさと龍ヶ崎戦略プラン（H24.2）

平成24年2月に策定された「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」において、以下のとおり、目指すべき土地利用の方針が定められています。

（1）都市的土地利用の方針

〔既成市街地〕

- ・ 4つの住宅系市街地において、それぞれの市街地が持つ機能や特長を活かした地域づくりを推進するとともに、地域間の連携や機能の補完により、バランスのとれた一体感のある都市の形成を推進する。
- ・ それぞれの市街地に「商業・サービスエリア」を配置し、生活利便性の確保に努めるとともに、日常生活に必要な機能が身近に確保されたコンパクトなまちづくりを目指す。

〔新市街地形成〕

- ・ 龍ヶ崎駅北地区を「新都市拠点開発エリア」と位置付け、周辺環境との調和に配慮しつつ、商業・サービス機能や交流機能などを誘導しつつ、新たな都市拠点としての土地利用を図る。
- ・ つくばの里工業団地周辺を「工業系開発エリア」と位置付け、周辺環境との調和に配慮しながら、産業の活性化と雇用創出に資する工業拠点の拡大を図る。

（2）自然的土地利用の方針

〔集落エリア〕

- ・ 道路など生活基盤施設の充実や良好な集落景観の維持、交流環境の創出に努める。

〔農地・緑地エリア、河川・池沼エリア〕

- ・ 牛久沼や旧小貝川、蛇沼、中沼等の水辺環境、斜面緑地や台地上の緑、豊かな農産物を生み出す優良農地等に対して、未来に引き継ぐべき貴重な資源としての保全を図る。

2 龍ヶ崎・牛久都市計画区域マスタープラン（H23.2）

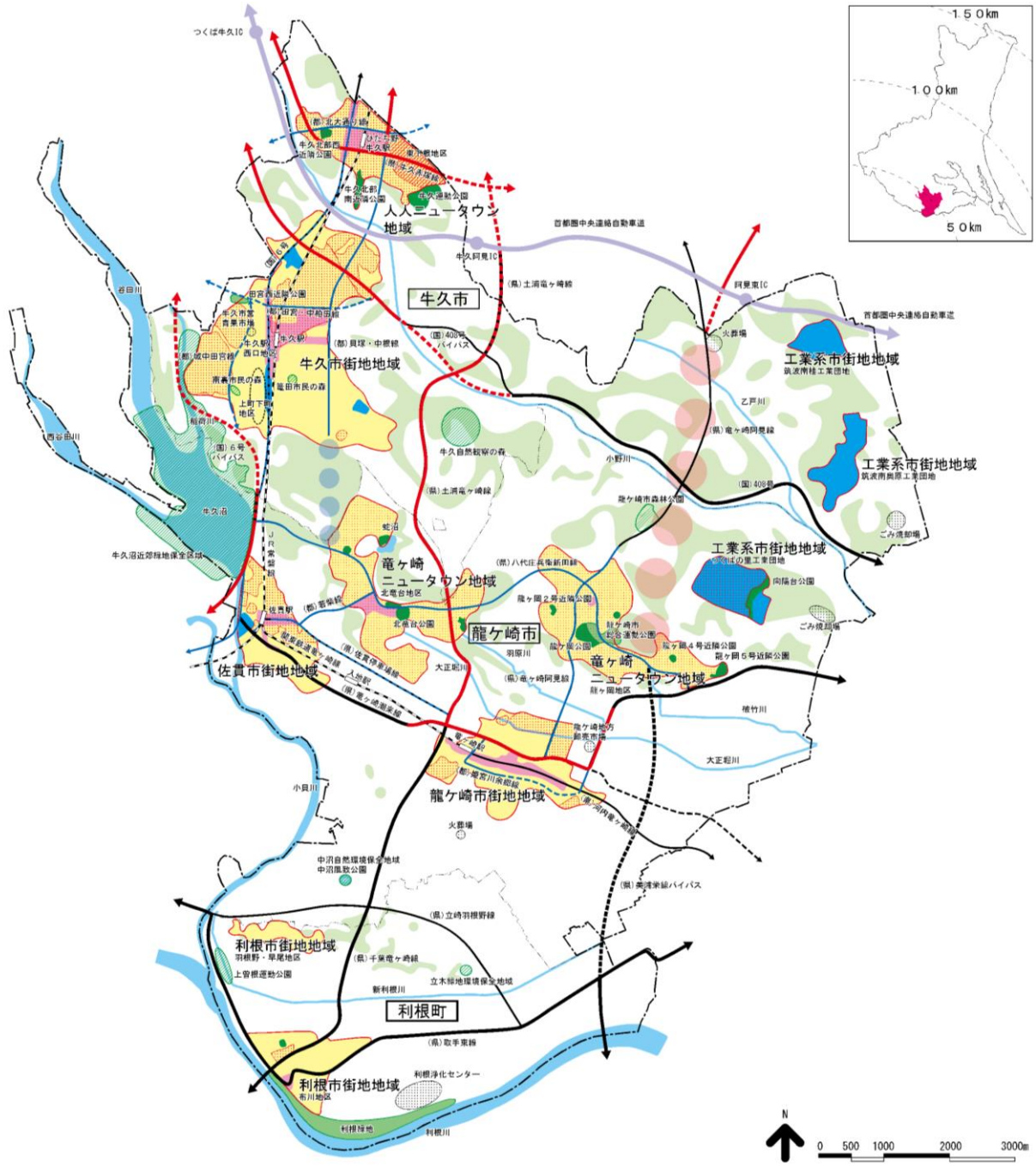
平成23年2月に公示された「龍ヶ崎・牛久都市計画区域マスタープラン」において、以下のとおり土地利用に関する方針が定められています。

〔基本理念〕

龍ヶ崎及び利根地区については、近隣都市間の連携を強化し、豊かな自然・田園環境と共生しながら、職・住・遊が一体となった稲敷地域の中心都市を目指す。

<竜ヶ崎・牛久都市計画区域マスタープラン附図>

～竜ヶ崎・牛久都市計画区域マスタープランより～



凡例
【土地利用】

- 商業・業務地
- 工業地
- 住宅地

【都市施設の整備】

- 都市計画道路**
- 自動車専用道路（整備済又は暫定供用中）
 - 主要幹線街路（整備済）
 - 主要幹線街路（暫定供用中）
 - 主要幹線街路（整備中又は整備予定）
 - 主要幹線街路（構想路線）
 - 都市幹線街路（整備済）
 - 都市幹線街路（暫定供用中）
 - 都市幹線街路（整備中又は整備予定）
 - 都市幹線街路（構想路線）
- その他の道路**
- 道路
 - 道路（整備中又は整備予定）
- ※(国)：国道、(県)：県道、(都)：都市計画道路

【その他の都市施設】

- 鉄道
- その他の施設（整備済）

【市街地開発事業】

- 市街地開発事業（整備済）
- 市街地開発事業（整備中又は整備予定）

【自然的環境の整備又は保全】

- 公園緑地等（整備済）
- 公園緑地等（整備中又は整備予定）
- その他の公園緑地等
- 河川・湖沼
- 森林地域

【その他】

- 都市計画区域
- 市街化区域
- 市町村界

3 龍ヶ崎市都市計画マスタープラン（H20.7）

平成20年7月に策定された「龍ヶ崎市都市計画区域マスタープラン」において、将来土地利用構造等に関する方針が定められています。

（1）将来土地利用構造

① 市街地と田園・自然が調和した土地利用

低地田園や台地の森林、斜面林等の緑と市街地との調和に配慮した土地利用の推進。

② 自然豊かな緑に囲まれた個性ある生活圏の形成

市街地において、「住まい」、「しごと」、「憩い・ふれあい」などの場を適正に構成するとともに、周辺の水・緑の自然環境を守りはぐくみ、ふれあえる環境づくりの推進。

③ 住まいやしごとなどの場の適正誘導

a 住居・商業系土地利用ゾーン

4つの市街地における集積地を中心に位置付け、適切な機能誘導に努める。

b 工業系土地利用ゾーン

『つくばの里工業団地』周辺を産業集積ゾーンとして位置づけ、製造系機能を中心とした産業の集積を図る。

c 自然系土地利用（農地）ゾーン

市街化調整区域内の集落地及び農地一体を自然系土地利用（農地）ゾーンとして位置づけ、「農」に親しめる場所づくりやゆとりある田園環境の維持・創造を図る。

d 自然系土地利用（森林）ゾーン

北部台地を中心とした丘陵地一体の斜面林や平地林などの緑地を自然系土地利用（森林）ゾーンとして位置づけ、市民の誇りにつながる自然環境としての保全・活用を図る。

e 誘致施設エリア

龍ヶ岡市街地内を誘致施設エリアとして位置づけ、新たな魅力と活力を高める機能の導入を図る。

f 開発検討エリア

竜ヶ崎駅北地区を開発検討エリアとして位置づけ、商業・業務・文化機能の集積など、さまざまな機能の導入により、都市の魅力向上に努める。

（2）水・緑配置構造

① 牛久沼を拠点とする水・緑の文化環境軸の形成

牛久沼を中心として、小貝川や旧小貝川につながる水の軸と台地部に連なる緑の軸を重要な文化環境軸として位置づけ、水・緑の保全と、ふれあいの場・機会をはぐくみ、豊かな生活文化を創造する。

② 豊かな水・緑空間の保全・はぐくみ

a 水・緑の保全活用ゾーン

丘陵部に広がる森林帯を水・緑の保全活用ゾーンとして位置づけ、水・緑の保全と自然とふれあえる場としての活用を推進する。

b 水・緑の創出ゾーン

主に市街地部を水・緑の創出ゾーンとして位置づけ、緑化の推進や地域の魅力を高める公園・緑地の整備、河川を活用した親水空間の創出を図る。

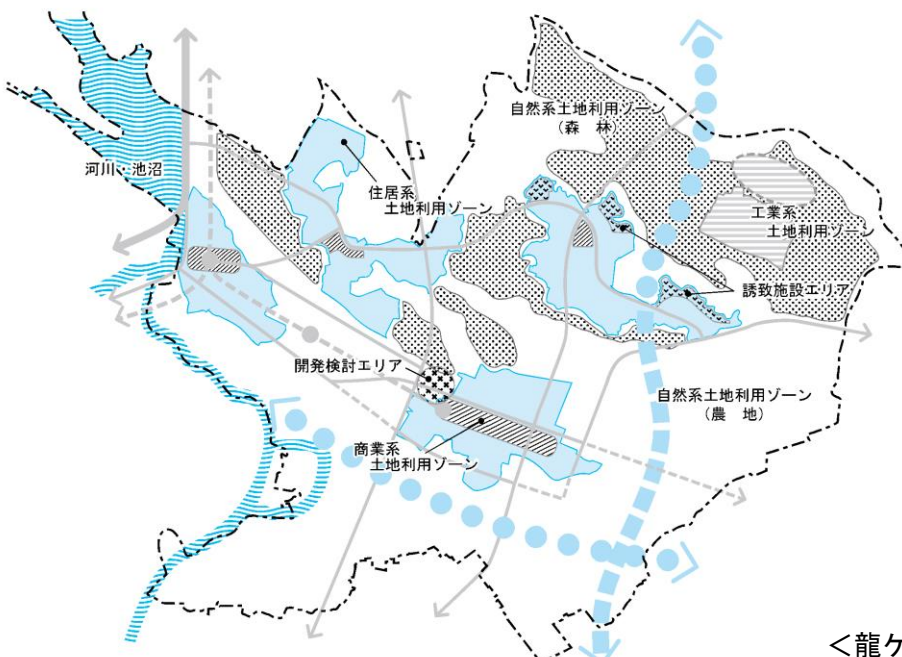
c 田園環境ゾーン

主に農地部を田園環境ゾーンとして位置づけ、優良な農地の保全や集落環境の維持・充実に努める。

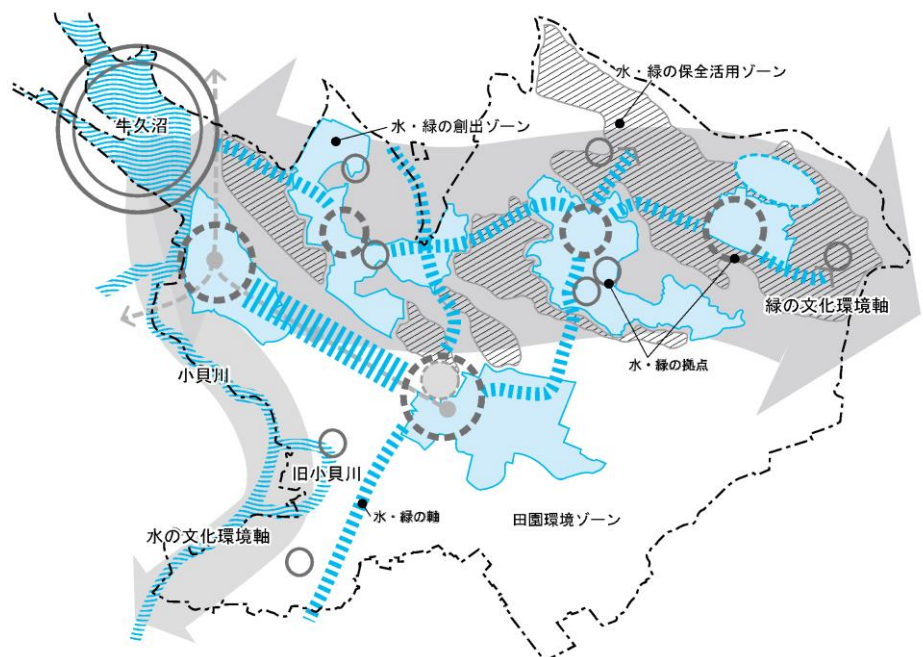
③ 魅力ある水・緑の拠点とネットワークの形成

既存の公園などの充実に努めるとともに、拠点周辺や拠点間を結ぶ沿道緑化などを推進し、魅力ある拠点づくりを合わせたネットワークを形成する。

＜龍ヶ崎市土地利用構造図＞



＜龍ヶ崎市水と緑の配置構造図＞



資料：「龍ヶ崎市都市計画マスタープラン」

第5章 墓地需要の動向調査

1 市民アンケート調査結果の概要

本構想を策定するにあたって、墓地に対する市民の考え方やニーズ等を把握するため、市内にお住いの満25歳以上満75歳未満の世帯主の方から2,000名を無作為に抽出し、墓地に関するアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の方法及び回収状況

市民アンケート調査は、平成27年11月16日～平成27年11月30日までの15日間で実施し、有効回収数691票で、回収率34.6%でした。

表8 アンケート調査の実施方法

調査地域	龍ヶ崎市全域
調査対象者	市内にお住まいの25歳～75歳までの世帯主の方 (平成27年10月1日現在)
調査件数	2,000件
抽出方法	無作為抽出法
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成27年11月16日～平成27年11月30日

表9 調査結果の回収状況

標本数	1,996票(宛先不明等による減少)
有効回収数	691票
有効回収率	34.6%
回収期間	平成27年11月18日～平成27年12月18日到着分

表10 地区別・年齢別回収状況

年齢別	居住小学校区														無回答	総数
	龍ヶ崎	馴染	八原	旧長戸	北文間	川原代	大宮	龍ヶ崎西	松葉	長山	馴馬台	久保台	城ノ内			
25～29歳	2	6	2	0	1	2	2	1	2	6	1	2	4	0	31	
30～34歳	0	6	2	0	2	1	3	1	1	3	1	3	2	0	25	
35～39歳	6	3	8	0	2	3	2	5	3	3	1	5	3	0	44	
40～44歳	4	6	14	1	1	2	2	6	5	3	2	0	3	1	50	
45～49歳	6	7	11	1	2	4	0	4	3	5	4	3	4	0	54	
50～54歳	6	11	13	0	0	2	2	5	3	1	4	12	7	1	67	
55～59歳	10	16	8	0	8	6	2	5	7	6	5	3	3	4	83	
60～64歳	9	11	11	4	6	3	4	6	10	7	11	9	2	1	94	
65～69歳	13	20	11	1	5	6	8	8	17	13	5	9	8	0	124	
70～74歳	18	21	8	2	6	8	4	7	9	6	7	3	6	4	109	
無回答	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	8	10	
総数	74	107	88	9	33	38	29	48	60	53	41	50	42	19	691	

(2) 調査結果の概要

平成26年度「龍ヶ崎市まちづくり市民アンケート」(龍ヶ崎市全域の18歳以上の全市民を対象としたアンケート。母数=1,784票)のお墓についての質問では、「既に持っている」が45.6%、「わからない」が22.1%、「取得したい」が17.9%、「取得しようと思わない」が11.9%でした。

これに対し、今回のアンケート(龍ヶ崎市全域の25~75歳の世帯主を対象としたアンケート。母数=691票)調査結果では、「(墓地を)持っている」が64.7%、「(墓地を)持っていない」が34.9%という結果でした。

また、墓地を持っている人のうち、9.4%(全体の6.1%)が改葬を希望(条件次第での改葬含む)しており、墓地をもっていない人のうち、50.6%(全体の17.7%)が墓地の取得を希望しています。これは、平成26年度「龍ヶ崎市まちづくり市民アンケート」調査における「取得したい」人の割合(17.9%)とほぼ同様の傾向となっています。

「改葬希望」および「(墓地の)取得希望」を合計したニーズは23.8%であり、25歳以上75歳未満の人口52,597名(平成27年10月現在)から推計される墓地需要は12,518名、世帯数32,635世帯から推計される墓地需要は7,767世帯ということとなります。

また、「改葬希望」のうち「市内への改葬希望」と、「(墓地の)取得希望」のうち「市内への墓地取得希望」を合計した、市内における墓地需要と改葬希望率は14.2%であり、25歳以上75歳未満の人口52,597名(平成27年10月現在)から推計される墓地需要は7,469名、世帯数32,635世帯から推計される墓地需要は4,634世帯ということとなります。

その他、本アンケート調査の結果から導かれた墓地ニーズは、概ね以下のとおりです。

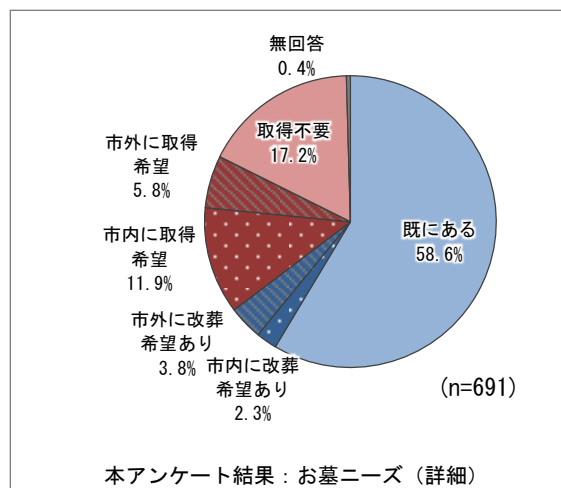
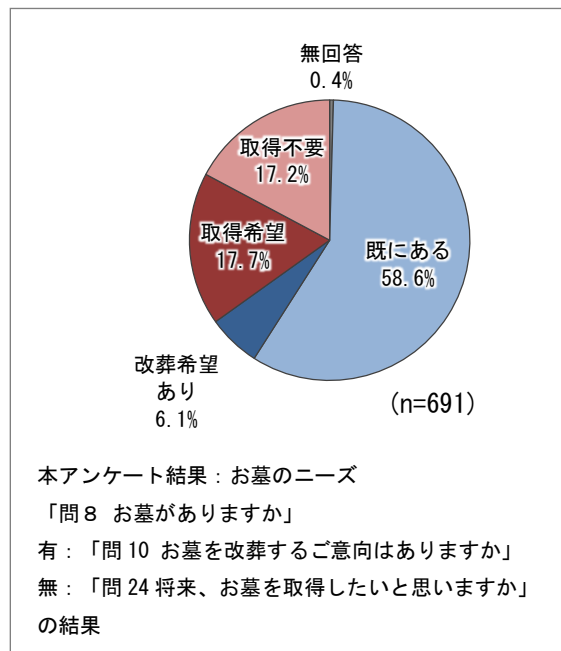
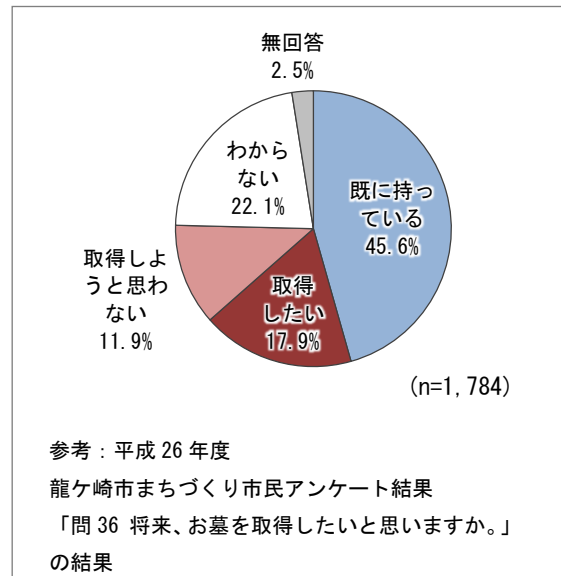


表11 市民アンケート調査結果から導かれた墓地のニーズ

	需 要
取得条件（複数回答）	取得・維持の経費が安価(14.5%) 宗教宗派を問わない霊園墓地(10.4%) 自宅から近い場所にある(9.6%)
希望場所	市内(11.9%)
経営タイプ	公営霊園(13.3%)
墓所形式(複数回答)	普通墓所(8.0%) 芝生墓所(7.4%)
区画面積	1㎡以上2㎡未満(5.5%) 2㎡以上3㎡未満(3.5%) 1㎡未満(3.2%)
取得費用 (永代使用料・墓石代を含む)	100万円未満(9.8%)
お墓までの交通手段	自家用車(13.3%)
お墓までの所要時間	30分未満(10.0%)
施設	屋外トイレ(57.5%) 屋外水飲み場・水汲み場(52.7%) 売店(生花・飲み物など)(42.8%)
隣接地に墓地ができること について	賛成(7.8%) 条件次第で賛成(37.9%) 反対(26.6%)
隣接地に墓地ができる条件 (複数回答)	緑地や広場などがあり、外観が公園のようなもの(29.1%) 夜間照明などがあり、防犯対策が施されている(23.3%) 清潔感がある(21.6%) 墓地周辺の道路、歩道が整備される(19.0%)
利用（契約）期間を設ける こと	期限を設けることは賛成(22.3%) 期限を設けることは反対(28.9%)
利用（契約）期間	30年(3.9%)
合葬式墓地	作ってほしい(11.9%) 利用しないが、作るべき(26.9%) つくる必要はない(10.4%)

※母数を691としているため、アンケート調査結果とは%が異なります。

2 墓地のニーズ等に関する他地方公共団体との比較

本市同様、墓地に関するアンケート調査を実施している他地方公共団体の動向は、概ね以下のとおりです。

－ 他地方公共団体との比較による墓地ニーズの需要等（まとめ） －

項目	指標	龍ヶ崎市	他地方公共団体
取得状況	有り	64.7%	相模原市（50.1%）、新潟市（70.1%）、明石市（59.6%）
取得条件	第1位	安価	さいたま市（価格）、横浜市（価格）、新潟市（安価） 明石市（安価）
場所	市内	11.9%	横浜市（11.9%）、多摩市（8.5%）
経営タイプ	公営	13.3%	横浜市（10.4%）、相模原市（7.2%）、新潟市（8.0%） 明石市（12.2%）
区画面積	第1位	1～2 m ² 未満	多摩市（1m ² 以下）、新潟市（2m ² 程度）
取得費用	第1位	100万円未満	多摩市（100万円未満）
近隣立地条件	第1位	公園的なもの	さいたま市（公園的なもの）
利用期間の設定	賛成	22.3%	さいたま市（57.1%）、横浜市（68.9%）、新潟市（41.2%）、堺市（33.8%）
利用期間希望	第1位	30年	横浜市（30年）、堺市（30年）
合葬式墓地	必要	38.8%	さいたま市（79.6%）、堺市（66.4%）、明石市（43.3%）

※他地方公共団体における割合（%）は、本市との比較を可能とするため、本市と同様な求め方により改めて算出しています。

本市と他地方公共団体との比較において、墓地の取得状況では、他地方公共団体と比べて高い取得率となっています。

墓地の取得条件（区画面積1 m²～2 m²未満の安価な墓地）では、他地方公共団体と同様の傾向となっていますが、場所及び経営タイプでは、他地方公共団体と比べて「市内」及び「公営」を求めるニーズが高くなっています。

墓地の利用期間の設定については、他地方公共団体と比べて「賛成」の割合が少なくなっており、利用期間の希望（30年）は、他地方公共団体と同様の傾向となっています。

その他、合葬式墓地の需要は、他地方公共団体と比べて低い水準となっています。

第6章 墓地需要の将来予測と霊園規模の検討

1 墓地需要の将来予測

本市の人口は、2010（平成22）年の80,334人をピークとして減少に転じていますが、一方で、世帯数は年々増加傾向であり、核家族化が進行しています。また、老年人口比率は1990（平成2）年と2010（平成22）年の比較において約18%上昇しており、高齢化が進行しています。

さらに、死亡者数の推移においても、2010（平成22）年と2014（平成26）年の比較において約20%増加しており、高齢化の進行と相まって、今後益々死亡者数の増加が予想されます。

こうした背景から、将来の墓地需要は益々高くなっていくことが予想されることから、将来を予測する各推計値に基づき、墓地の将来需要予測について検討します。

（1）推計手法の概要

墓地の需要推計手法には複数の手法がありますが、本市では、「大阪府方式」、「横浜市方式」、「森岡方式」、「高知市方式」の4つの手法を用いて検討することとします。

〔大阪府方式〕

世帯数をもとに、居住地への定住性の傾向や墓地の購入意識を踏まえたうえで、分家した世帯が1世帯につき1墓所持つことを仮定して計算する方法。
生前取得及び改葬等による墓地需要は考慮されない。

〔横浜市方式〕

大阪府方式と同様に考え方に基づく計算方法であるが、横浜市方式では、大阪府方式に加え、遺骨を保有している親族世帯を現在の墓地必要数とし、将来的に死亡者の発生により生じる将来需要量を加算して計算している。

〔森岡方式〕

将来の親族世帯数の増加分、平均世帯人員、死亡率など、統計データを用いて、一定期間に新たに成立した世帯の数を墓地需要量の主な対象として計算する方法。
個人の取得意思や定住意向等は考慮されない。

〔高知市方式〕

墓地改葬需要率と世帯存続年数から、改葬墓地需要数を計算する方法。
大阪府方式、横浜市方式及び森岡方式では、墓地改葬需要が考慮されていないため、本方式により、上記3方式を捕捉する。

表12 推計の方法

パターン1	パターン2	パターン3
新規墓地需要数（横浜市方式）	新規墓地需要数（大阪府方式）	新規墓地需要数（森岡方式）
+	+	+
改葬墓地需要数（高知市方式）	改葬墓地需要数（高知市方式）	改葬墓地需要数（高知市方式）

(2) 推計方法

新規墓地需要数

〔横浜市方式〕

- ・ 現在必要数＝親族世帯数×遺骨保持率
- ・ 将来必要数＝推定死亡者数×墓地需要率×定住意向率

※遺骨保持率：0.4%（今回アンケート調査「問27」より）

定住志向率：77.3%（今回アンケート調査「問7」より）

墓地需要率：11.9%（今回アンケート調査「問30」より）

〔大阪府方式〕

- ・ 傍系世帯数＝推定死亡者数×定着率×傍系世帯率
- ・ 取得希望世帯数＝推定死亡者数×定着率×取得希望世帯率
- ・ 墳墓需要数＝(傍系世帯数＋取得希望世帯数) / 2

※傍系世帯率（お墓を継承する立場にない人の率）：34.9%

（今回アンケート調査「問8」より）

〔森岡式〕

- ・ 墓所需要期間 \div 1 / (1世帯平均人員×死亡率)
- ・ 年平均墓地需要数＝親族世帯増加数 \div 墓所需要期間

改葬墓地需要数

〔高知市方式〕

- ・ 将来必要数＝普通世帯数×定住志向率×墓地改葬需要率 \div 世帯存続年数

※墓地改葬需要率：2.3%（今回アンケート調査「問10附問」より）

将来予測

- ・ 将来予測は、3方式による新規墓地需要数に、改葬墓地需要数を加えた値とする。

(3) 推計期間

3つの推計パターンをもとに、2060（平成72）年までの墓地需要の将来予測を行います。

(4) 各需要推計の比較

(現在必要数)	墓地必要数累計		
平成 27 年	96		
(将来必要数)	横浜方式＋高知市方式	大阪府方式＋高知市方式	森岡方式＋高知市方式
平成 27 年	184	257	504
平成 28 年	272	418	786
平成 29 年	360	579	1,131
平成 30 年	448	740	1,476
平成 31 年	536	901	1,821
平成 32 年	633	1,079	2,216
平成 33 年	730	1,257	2,611
平成 34 年	827	1,435	3,006
平成 35 年	924	1,613	3,401
平成 36 年	1,021	1,791	3,796
平成 37 年	1,126	1,984	4,241
平成 38 年	1,231	2,177	4,686
平成 39 年	1,336	2,370	5,131
平成 40 年	1,441	2,563	5,576
平成 41 年	1,546	2,756	6,021
平成 42 年	1,658	2,962	6,516
平成 43 年	1,770	3,168	7,011
平成 44 年	1,882	3,374	7,506
平成 45 年	1,994	3,580	8,001
平成 46 年	2,106	3,786	8,496
平成 47 年	2,224	4,003	9,040
平成 48 年	2,342	4,220	9,584
平成 49 年	2,460	4,437	10,128
平成 50 年	2,578	4,654	10,672
平成 51 年	2,696	4,871	11,216
平成 52 年	2,819	5,096	11,808
平成 53 年	2,942	5,321	12,400
平成 54 年	3,065	5,546	12,992
平成 55 年	3,188	5,771	13,584
平成 56 年	3,311	5,996	14,176
平成 57 年	3,435	6,223	14,707
平成 58 年	3,559	6,450	15,238
平成 59 年	3,683	5,677	15,769
平成 60 年	3,807	6,904	16,300
平成 61 年	3,931	7,131	16,831
平成 62 年	4,055	7,357	17,330
平成 63 年	4,179	7,583	17,829
平成 64 年	4,303	7,809	18,328
平成 65 年	4,427	8,035	18,827
平成 66 年	4,551	8,261	19,326
平成 67 年	4,676	8,488	19,840
平成 68 年	4,801	8,715	20,354
平成 69 年	4,926	8,942	20,868
平成 70 年	5,051	9,169	21,382
平成 71 年	5,176	9,396	21,896
平成 72 年	5,304	9,627	22,322

2 霊園規模の検討

(1) 必要墓所数

墓地需要の将来予測の結果から、計画期間の中間時（2030（平成42）年）における墓地需要は、横浜市方式＋高知市方式で1,658基、大阪府方式＋高知市方式で2,962基、森岡方式＋高知市方式で6,516基となり、それぞれの前提条件の考え方の違いから、大きく差が生じる結果となりました。

本基本構想では、市民アンケート調査において墓地の取得意向や定住意向等を調査しており、これらの調査結果を反映させることで、より実態に即した数値が得られるものと考えられることから、横浜市方式＋高知市方式、または、大阪府方式＋高知市方式を採用し、より多くの市民の需要を満たすといった観点から、大阪府方式＋高知市方式での将来墓地需要数を用います。

また、導入規模は、計画期間が長期間（30年間）であるため、中間時である2030（平成42）年の需要数（2,962基）を満たす規模とします。

以上より、龍ヶ崎市の必要墓所数は3,000基を基本とします。

(2) 導入すべき墓所の形態と区画規模

市民アンケート調査結果を踏まえ、「購入したい墓所・墓所形態」として、普通墓所と芝生墓所が多く挙げられていたこと、また、「都市計画運用指針 第8版」（国土交通省）において、「墓園が緑地の系統的な配置の一環として計画されること」とされていることなどを踏まえ、この2種類の墓所の導入を基本とします。

また、普通墓所と芝生墓所の配分は、市民アンケート調査結果より、普通墓所のニーズが45.1%（墓所3,000基に対して1,556基）、芝生墓所のニーズが41.8%（墓所3,000基に対して1,444基）であったため、概ね同数として捉え、1,500基（区画）を基本とします。

区画面積のニーズは、経済的なお墓の取得希望と相まって、3㎡未満を希望される方が多い状況でしたが、「龍ヶ崎市墓地等の経営等許可に関する条例施行規則による墓地の面積等に関する補足規定」では、墳墓面積は原則3㎡以上12㎡以下とされていることを踏まえ、原則3㎡の墳墓を想定したうえで、墓所面積として4㎡確保することを基本とします。

なお、今回の市民アンケート調査では、合葬式墓地や納骨堂に対するニーズはあまり高くありませんでしたが、中長期的な無縁墓地化や墓地需要の増加対策として、合葬式墓地や納骨堂の設置を考慮します。

(3) 必要墓所数、墓所形態、区画面積等の設定

(1) 及び (2) から、必要墓所数、墓所形態、区画面積は以下のとおりとします。但し、今後、基本計画、詳細設計等での検討結果により詳細を決定します。

表 13 必要墓所数等

必要墓所数	墓所形態	区画面積
墓所 3,000 基 (普通墓所 1,500 基) (芝生墓所 1,500 基)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通墓所、芝生墓所を基本とする ・ 合葬式墓地、納骨堂の導入を考慮する 	4 m ²

～（参考）墓所の形態～

■ 普通墓所



■ 慰霊碑型合葬墓地



■ 芝生墓所



■ 納骨堂（普通）



■ 壁式墓所



■ 納骨堂（集合）



■ 樹木・樹林型合葬式墓地



※掲載している写真は、全て他都市の事例を参照にさせていただいております。

(4) 霊園規模（面積）の算定にあたっての考え方

① 上限面積と全体面積の考え方

「龍ヶ崎市墓地等の経営等許可に関する条例施行規則による墓地の面積等に関する補足規定」より、墓地の上限面積及び全体面積は以下の考え方に準拠することとします。

ー 龍ヶ崎市墓地等の経営等許可に関する条例施行規則による墓地の面積等に関する補足規定（再掲） ー

第11条

墓地の経営許可をする場合の当該墓地の面積は、次の各号によるものとする。この場合において、当該墓地の面積は、16.5平方メートルに墳墓の数を乗じて得た面積を上限とする。

- (1) 寺院墓地は、墓地の使用を希望する信者のための墳墓を設置するのに必要な面積であること。
 - (2) 霊園墓地は、墓地の経営許可申請時における市民の墓地需要を充足するために必要な数の墳墓を設置するのに必要な面積であること。
 - (3) 共同墓地は、地域共同体の構成員で墓地の使用を希望する者のための墳墓を設置するのに必要な面積であること。
 - (4) 個人墓地は、墓地使用者の墳墓を設置するのに必要な面積であること。
- 2 1墳墓当たりの面積は、原則として3平方メートル以上12平方メートル以下とする。ただし、他の墳墓との間に著しい格差を生じない場合は、3平方メートル以下とすることができる。
 - 3 墓地面積に対する墳墓設置面積は、次の表の左欄に掲げる墓地面積の区分ごとに同表右欄に掲げる率を乗じて得た面積以下の面積とする。

墓地面積	率
5,000m ² 以下の場合	3/4
5,000m ² を超え10,000m ² 以下の場合	1/2
10,000m ² を超え100,000m ² 以下の場合	1/3
100,000m ² を超える場合	1/4

② 都市計画としての墓園*面積の考え方

墓地（墓園）の位置付けについて、墓地経営・管理の指針等（平成12年12月 厚生省）では、「都市計画の中で配慮されることが重要である」とされており、本計画においても、現段階では都市計画決定は行なわない方向ですが、都市計画の概念に基づき墓地（墓園）の規模を検討することとします。

都市公園上の位置づけでは、墓園は緩衝緑地等の特殊公園として区分されており、都市公園法施行令では、「それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。」とされています。

また、都市公園法第3条第1項の「都市公園の設置基準」及び第4条第1項の「公園施設の設置基準」に関する参酌基準を設けており、その中の墓園（特殊公園）の定義として、「その面積の3分の2以上を園地等とする景観の良好な、かつ屋外レクリエーションの場として利用される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置する」ものとされています。

こうしたことから、本霊園の総面積（墳墓地+園地）は墳墓設置面積の3倍とすることとします。

※ここでいう墓園と上記で記載している墓地は、同義語として取り扱うこととし、原文以外は墓地（墓園）と表現します。

(5) 霊園規模の算定

以上の条件より、霊園規模の算定を行った結果、墳墓地面積 12,000 m²、園地面積 24,000 m²、霊園総面積 36,000 m²の面積が必要となります。

表14 導入すべき規模の算定

基数	区画面積	墳墓地面積	園地面積	霊園総面積
3,000基	4 m ² /基	12,000 m ²	24,000 m ²	36,000 m ²

第7章 霊園基本構想

1 墓地行政が抱えている課題及び対応方針

(1) 多様な墓地ニーズへの対応

市民アンケート調査の結果では、購入したい墓所・墓地形態として「普通墓所」、「芝生墓所」のニーズが高い結果でしたが、一方で「樹木・樹林型合葬式墓地」、「慰霊碑型合葬墓地」などの合葬墓地に対する需要や、「納骨堂」に対する需要なども見られました。また、墓地の取得条件として、「区画面積1㎡～2㎡未満の安価な墓地」に対するニーズが高く、お墓に関する心配事では、「お墓の継承者がいない」ことが挙げられています。

⇒市民の墓地に対するニーズの多様性に対応していくこととします。

(2) 墓地の無縁化への対応

近年、墓地使用者の死亡や継承者がいないこと等による墓地の無縁化が問題視されてきています。市民アンケート調査の結果でも、「お墓の継承者がいない」ことが墓地に対する心配事として挙げられています。

無縁墓地化を防止するためには、使用权の取り消し等に関して、条例・規則等を制定するとともに、使用者の死亡の際（埋葬届の提出時）の初期対応が重要となります。

⇒市民アンケート調査の結果では、お墓の利用（契約）期間を設けることについて、賛成意見は22.3%でしたが、一定の利用（契約）期間を設けることで、無縁墓地化を防止することも可能となります。

その他、合葬式墓地等のハード面での整備も行います。

(3) 将来の墓地需要の増加への対応

本基本構想では、計画期間の中間時である2030（平成42）年を対象として霊園規模を検討しましたが、2060年（平成72年）までの需要予測では、これをはるかに上回る墓地需要が推計されています。

⇒墓地需要の増加に対して、新たに墓地の用地を確保することは財政的な面からも容易なことではなく、一定の利用（契約）期間を設け、利用（契約）期間以降は合葬式墓地や納骨堂へ移行するなど、墓地を循環させる仕組みづくりを行います。

(4) 生前取得への対応

市民アンケート調査の結果では、お墓の取得理由として「生前に自分・家族のためのお墓を建てたい」と回答された方の割合が高くなっており、故人の死後に家族等が墓地を取得する場合に加え、本人による墓地の生前取得も可能な仕組みづくりが求められます。

⇒生前取得時と故人の死後での永代使用料や年間管理費等についての差別化や、生前取得も含めた利用（契約）期間に対する条例・規則等の整備を行います。

2 霊園の基本方針

墓地行政が抱えている課題や、市民アンケート調査から導かれた市民のニーズを踏まえ、以下のとおり基本方針を定めます。

基本方針1 持続性、公平・公共性を保ち、市民に安定した墓地の提供を行います

市民が求める墓地ニーズの多様性や将来の墓地需要、その他墓地行政が抱えている課題を解決するための取組みを強化し、ニーズに対応するとともに、安定した墓地の提供を行います。

基本方針2 心安らぐ追悼空間を創出します

市民アンケート調査の結果、求められる墓地空間として、「緑地や広場などがあり、外観が公園」のような霊園のニーズが高くなっています。

こうしたことから、霊園の設置にあたっては、景観的な配慮に加え、市民の憩いの場となる空間を創出し、霊園が故人を偲ぶ場であるとともに、全ての市民にとって心安らげる場とします。

基本方針3 これまでの霊園イメージを変える新たなイメージ・空間の創出

「暗い」、「怖い」という従来のイメージから脱却し、誰もが必ず必要となる施設として、新たなイメージの浸透を図るとともに、災害時の避難場所として利用できる空間を創出します。

3 取組み方針

墓地行政の今後の取組みとして、短期的な取組みと中長期的な取組みを段階的に進めていくこととします。

(1) 短期的取組み

① ハード面

市民ニーズに対応する霊園整備を前提として、普通墓所と芝生墓所を基本に配置するものとし、その他の空間には極力緑地空間を広く確保します。

併せて、将来的な墓地需要の増加や無縁墓地対策として、合葬式墓地や納骨堂の設置が可能となる空間を確保するなど、将来的な整備を踏まえた施設配置とします。

また、必要墓所数、墓所形態・基数、区画面積等の詳細を、基本計画、詳細設計等の各段階で検討します。

② ソフト面

生前取得へ墓地の無縁化に対する条例・規則の検討及び整備を行うとともに、利用（契約）期間に関する検討及び導入を行います。

また、官民の役割分担について検討及び調整を行います。

■官民の役割分担について

「第6章 2 霊園規模の検討」において、各種需要推計結果から、龍ヶ崎市の必要墓所数を3,000基としました。

市民アンケート調査では、購入したいお墓の経営タイプについての質問を行いました。 「公営霊園」のニーズが75.4%である一方、「民間（無宗派）墓地・霊園」が13.1%、「寺院墓地」が7.4%であり、一定のニーズが確認されました。同時に、「第2章 4 墓地の現状」において、市内の寺院墓地では空き墓地が約1,200基となっていることが確認されました。

また、「第2章 4 墓地の現状 (3) 先進地方公共団体における主の公営霊園墓地の状況」では、官民分担を定めている地方公共団体がみられました。

以上を鑑み、市民の墓地に対するニーズの多様性に対応し、また、民間墓地・霊園や寺院墓地との効果的・効率的な連携を行うため、官民の役割分担について検討及び調整を行うこととします。

以下に、官民役割分担の考え方を示します。

●官民役割分担の考え方

考え方案 1

官民の役割分担

・ 公営霊園：民間（無宗派）墓地・霊園+寺院墓地の比率＝7：8

・ 経営タイプ別墓所数

公営霊園：約1,400基、民間（無宗派）墓地・霊園：約400基、
寺院墓地：約1,200基

- ・ 現在、龍ヶ崎市では、寺院墓地については、檀家・信者等の使用に必要とする範囲で許可していることから、今後、寺院墓地の増設は限定的になることとします。
- ・ 市内の寺院墓地の空き墓地数は約1,200基であり、必要墓所数3,000基に対して、平成42年までに全ての寺院墓地の空きが埋まった場合、残り必要墓所数は3,000基－約1,200基＝約1,800基となります。
- ・ 市民アンケート調査結果から、経営タイプ別ニーズの比率は、「公営霊園」：「民間（無宗派）墓地・霊園」：「寺院墓地」＝75.4%：13.1%：7.4%＝10.2：1.7：1≒10：2：1となっています。
- ・ 以上より、約1,800基を「公営霊園」と「民間（無宗派）墓地・霊園」で対応することとし、上記比率に当てはめると、必要墓所数のうち、「公営霊園」は約1,400基、「民間（無宗派）墓地・霊園」は約400基（「寺院墓地」分は「民間（無宗派）墓地・霊園」で対応することと想定）となります。

考え方案 2

官民の役割分担

・ 公営霊園：民間（無宗派）墓地・霊園+寺院墓地の比率＝3：7

・ 経営タイプ別ニーズ

公営霊園：1,800基、民間（無宗派）墓地・霊園+寺院墓地：4,200基

- ・ 先進地方公共団体である相模原市（神奈川県）では、官民の役割分担を3：7としています。
- ・ 上記事例を踏まえ、龍ヶ崎市における官民の役割分担を3：7とした場合、「公営霊園」は900基、「民間（無宗派）墓地・霊園」+「寺院墓地」は2,100基となります。
- ・ 一方、大阪府方式+高知市方式による計画期間である2045（平成57）年の需要数は6,223基≒6,000基となっており、この場合の官民役割分担は、「公営霊園」は1,800基、「民間（無宗派）墓地・霊園」+「寺院墓地」は4,200基となり、市内の寺院墓地の空き墓地数（約1,200基）から、その他の民間（無宗派）墓地・霊園の需要・供給分として約3,000基が確保され、公営霊園整備による計画期間における民間（無宗派）

墓地・霊園への影響が少ないものとなります。

【官民役割分担の考え方まとめ】

考え方案1、2について、市民のニーズを満足させるとともに、市の霊園整備により、民間や寺院墓地の需要・供給などを阻害しないことを鑑み、計画期間（2045（平成57）年まで）を考慮した場合、考え方案2を、計画期間の中間時点（2030（平成42）年）を考慮した場合、考え方案1を基本構想における官民役割分担の考え方とします。

（2）中長期的な取組み

① ハード面

墓地需要の増加や無縁墓地対策としての合葬式墓地や納骨堂の整備を行います。

② ソフト面

今後の社会的、経済的動向など、将来的な墓地の正確な必要量を把握することは、現段階では困難であることから、今後の墓地の需給バランスに注視しながら、短期的な取組みで実施した内容について、適宜、見直しを図ります。

4 導入施設及び施設規模の検討

(1) 検討にあたっての基本的な考え方

霊園の基本方針を踏まえ、導入施設を検討するにあたっての基本的な考え方を以下のとおりとします。

－導入機能の検討にあたっての基本的な考え方－

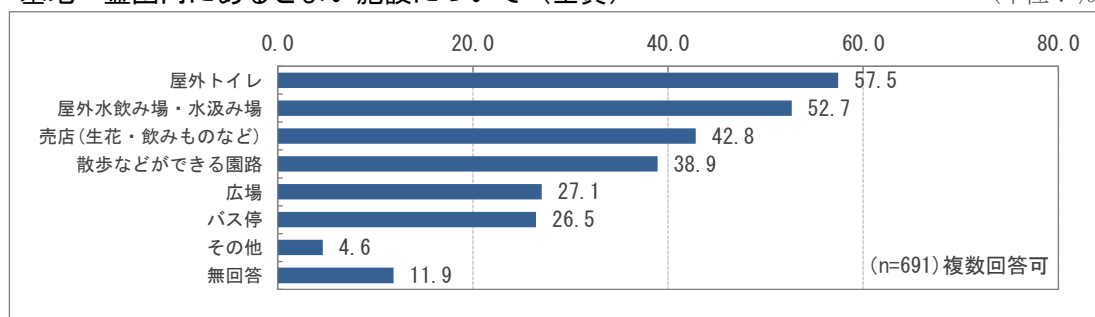
- ◆ 公園的機能の導入を図るため、市民の憩いの場となる空間として緑地面積を広く確保するとともに、必要な施設を配置します。
- ◆ 災害時の避難場所として利用できる空間を確保する観点から、園地広場を広く確保する。
- ◆ 市民ニーズに対応できるよう、合葬式墓地及び納骨堂の設置場所を確保する。
- ◆ 以上のことから、園地広場を中心とした緑地公園的な霊園を目指すこととし、導入機能は必要最小限の機能を配置することとする。

(2) 導入機能の検討

市民アンケート調査の結果より、墓地・霊園内にあるとよい施設として、以下のニーズが高くなっています。

● 墓地・霊園内にあるとよい施設について（全員）

（単位：％）



以上の市民ニーズと基本的な考え方を踏まえ、導入する主な施設を以下のとおり設定します。なお、茨城県の「開発行為の技術基準」により、1 ha 以上の開発行為においては調整池を設ける必要があるため、計画区域内に別途調整池を設置することとします。

表 15 導入施設一覧

墓地機能	利便・管理施設機能	その他機能
・墓所 3,000 区画 (普通墓所 1,500 区画) (芝生墓所 1,500 区画)	・園路、広場、駐車場、照明施設 ・管理棟 1 棟 ・屋外トイレ 1 棟 ・水汲み(飲み)場 4 箇所 ・屋外休憩所 3 箇所 ・(清掃用具等収納用) 倉庫 1 棟	・調整池 1 箇所

(3) 導入施設規模の検討

① 駐車場設置台数の検討

駐車場の設置台数は、市民アンケート調査結果や想定年間利用者数などから設定しました。

② その他の施設規模の検討

その他の施設規模については、類似事例等により、設定しました。

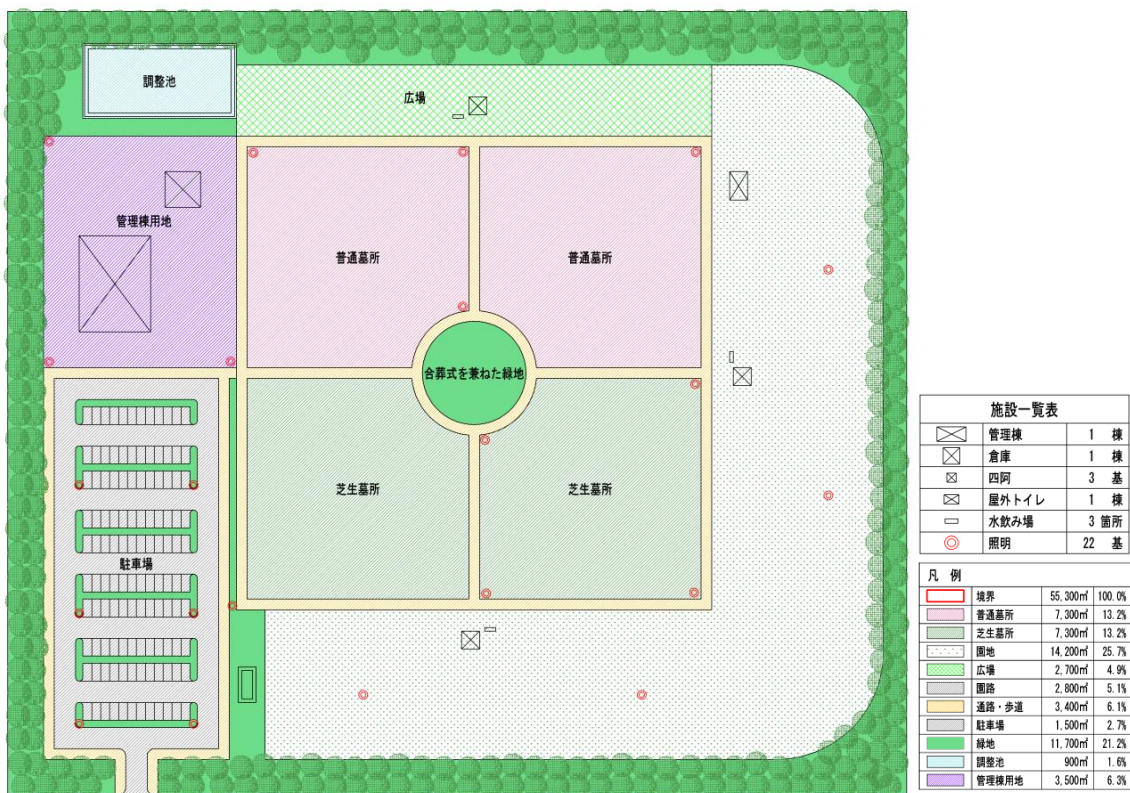
5 基本構想案

(1) 龍ヶ崎市における霊園モデルプラン

霊園の基本方針と導入施設の検討結果等を踏まえ、龍ヶ崎市における霊園モデルプランは以下のとおりとします。

表 16 導入施設と導入規模

施設	規模
墓所	3,000 区画（普通墓所 1,500 区画） （芝生墓所 1,500 区画） （合葬式墓所、納骨堂 各 1 箇所）
駐車場	120 台
管理棟	1 棟
屋外トイレ	1 棟
水汲み（飲み）場	3 箇所
四阿	3 箇所
（清掃用具等収納用）倉庫	1 棟
モニュメント	1 箇所
園路、広場、照明施設	適宜
調整池	1 箇所



※管理棟用地内に、納骨堂整備用地を確保します。

図7 モデルプラン整備イメージ

<龍ヶ崎市における今後の検討課題>

本基本構想では、墓地の需要予測に基づく導入規模及び導入施設を検討したうえで、今後の市営墓地の整備にむけた概算事業費の算定と、これに基づく経営シミュレーションを検討してきましたが、市営墓地の整備の実現化に向けては、効果的な運営・管理を行っていくための、より詳細な検討が必要となります。

そのため、無縁墓地化対策をはじめとした墓地を循環させるための仕組みづくりを明確化していくとともに、導入施設の詳細検討を行ったうえで、より現実的な事業費の算出及びこれに基づく経営シミュレーション、さらには官民一体型事業手法を含めたLCC低減方策の検討など、様々なリスクを考慮した検討が必要となります。

また、墓地の将来需要と民間墓地の現況を踏まえた、墓地供給に関する官民の役割分担の明確化や、墓地行政を推進していくための環境整備（条例、規則等の整備）なども必要となります。

本基本構想は、市営墓地の整備に向けた第一歩となる構想であるとともに、市営墓地の整備の実現化にむけた検討課題を抽出した構想でもあり、龍ヶ崎市における墓地行政の推進に向けての基本資料とします。